

政 法 第 1 2 7 7 号
答 申 第 3 9 6 号
平 成 2 6 年 8 月 1 5 日

千葉県公安委員会
委員長 伊藤 浩一 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成24年5月9日付け公委（会）発第6号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第481号

平成24年4月1日付けで審査請求人から提起された、平成24年3月21日付け船東
警発第90号及び会発第258号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する
裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張要旨は、次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が、平成24年3月21日付け船東警発第90号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）及び平成24年3月21日付け会発第258号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」と併せて「本件決定」という。）について、不開示とした部分の処分を取消すとの裁決を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

行政文書内電話番号は、千葉県公安委員会事務取扱監察官室で公開している。理由にならない。

(2) 本件決定2について

規則がデタラメである。行政文書と司法文書をゴッチャ混ぜにして取扱っている。行政文書内電話番号は、千葉県公安委員会事務取扱監察官室で公開している。理由にならない。

第3 諮問実施機関の説明要旨

千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

審査請求人は、実施機関に対し、平成24年2月24日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、

請求の内容を「船東署運転免許用コピー機の見積りを落札できないことが明らかな特定会社と他1社にする決裁書」とする行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）及び「行政文書管理一覧表（会計課分のみ）」とする行政文書開示請求（以下「本件請求2」といい、「本件請求1」と併せて「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求にかかる対象文書の特定及び本件決定について

実施機関は、本件請求の内容について審査請求人に確認した結果、本件請求1に係る対象文書として、「免許事務用複写サービスの単価契約について」（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、本件決定1を行い、本件請求2に係る対象文書として、「行政文書管理一覧表」（以下「本件対象文書2」といい、「本件対象文書1」と併せて「本件対象文書」という。）を特定し、本件決定2を行った。

3 本件対象文書について

本件対象文書1は、平成22年度の運転免許証更新申請用の複写機の設置、保守及び消耗品等の供給に関する契約の執行についての伺いの決裁であり、設置場所、見積業者、契約期間、年間執行予定額等が記載され、契約書案及び契約書案の別紙等が添付されている。

本件対象文書2は、県警各所属が保存している行政文書について、簿冊名、保存期間、保存場所、廃棄年月日及び廃棄責任者等が記載されている一覧表である。

4 本件決定1における不開示の理由について

本件対象文書1のうち、不開示とした起案用紙の「所属・職・氏名」欄に記載の警察電話番号は、開示することにより、開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察通信の正常かつ能率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第6号に該当するため、当該個所を不開示とした。

審査請求人の「行政文書内電話番号を千葉県公安委員会事務取扱監察官室で公開している」という主張は、監察官室の担当者が連絡先の警察電話番号を審査請求人に伝えたことを主張しているものと考えられるが、同番号は公にしているものではなく必要な者にのみ教示をしている。また、相談窓口等特に必要な場合以外、通常警察電話番号を公にすることはない。警察電話は警察活動を行うために必要な通信手段であり、警察電話番号を公にすることにより、警察電話以外の電話からの通信によって、警察通信の正常かつ能率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、警察電話番号を不開示としたものであり、一般に公開している番号ではないことから、審査請求人の主張は認められない。

5 本件決定2における不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書2の廃棄責任者欄に記載の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、同号本文に該当することは明らかである。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

ア 同号ただし書ハの警察職員を定める規則の該当性について

条例第8条第2号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」について、一定の除外事由がある場合を除き、原則として不開示とすることを定めている。一定の除外事由として、同号ただし書ハでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分について開示することを規定した上で、ただし書きにおいて「警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。」と定めている。

「警察職員であって規則で定めるものの氏名」について、千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第66号。以下「規則」という。）では、第1号「警部補以下の階級にある警察官」、第2号「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定め、その氏名を開示しないことを規定している。

本件対象文書2のうち、不開示とした警察職員は、すべて「警部補以下の階級に相当する職にある警察官以外の警察職員」（以下「相当職警察職員」という。）であり、規則第2号の規定に該当して不開示となる。

イ 条例第8条第2号ただし書イの該当性について

相当職警察職員の氏名は、法令等の規定により何人にも閲覧を認める等、等しく公開することを認める規定はなく、また、人事異動時に氏名を公表せず、千葉県職員録にも登載していないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

ウ 条例第8条第2号ただし書ロの該当性について

相当職警察職員の氏名は、その開示・不開示の如何によって、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼす情報とは考えられず、公開することが必要とされるものとは認められない。よって同号ただし書ロに該当しない。

エ 条例第8条第2号ただし書ニの該当性について

本件対象文書2の性質から、食糧費の支出に係る職員氏名の情報とは認められないので、同号ただし書ニに該当しない。

(3) 本件決定2の妥当性について

審査請求人は、「規則がデタラメである。」と主張する。規則が誤っているという審査請求人の判断があると思われるが、諮問実施機関は規則が誤っているか否かの判断をする立場になく、実施機関は開示請求に対して条例及び規則の規定に基づき開示決定に係る手続きを行っている。また、「行政文書と司法文書をゴッチャ混ぜにして取扱っている。」との主張に対しても実施機関は、対象文書を「行政文書」として、条例及び規則の規定に基づき開示決定に係る手続きを行っている。

よって、審査請求人の主張は妥当性を欠き、審査請求人の主張は認められるものではない。

第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明等を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定の経緯について

本件請求及び本件決定については、第3 諮問実施機関の説明要旨の1及び2のとおりである。

2 本件決定1について

(1) 本件決定1により本件対象文書1において実施機関が開示しなかった部分には、警察事務のうち会計の業務を担当する船橋東警察署会計課長に割り当てられた警察電話番号が記載されており、当該番号は、一般には公表されていない情報であると認められる。

(2) 当審査会が実施機関から聴取した説明等によると、「警察電話は、機密性の保持や非常時の対応等が必要とされる警察事務の特殊性から設置され警察が独自に運用している情報通信網であり、警察電話番号を開示した場合、外部の一般公衆回線から交換担当者が行う通信の接続により、当該部署の所管するところではない事項や必ずしも急を要しない事項を含めた問合せ、又は、警察に対して反感を抱いている者からの警察電話番号を使用不可能にさせることを目的とした電話をも

接続することとなり、突発重要事案や緊急事態への対応はもとより、警察事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。また、警察事務における会計課の業務は、予算、決算及び会計に関すること、財産及び物品の管理及び処分に関すること、庁舎の管理及び営繕に関すること、遺失物の取扱いに関する事などであるが、大きな事件や災害が発生した際は、捜査や災害救助に対応するための物品の手配や装備資機材の手配など、警察事務の重要な一端をになっている。また、遺失物の取扱は、国民の権利・財産に直結する業務となっている。」とのことである。

- (3) 警察事務は公共の安全と秩序の維持等を目的とするものであり、一般的に、被疑者、関係者等の反発を招いたり、妨害の対象となったりする可能性が高いこと、そのような場合以外においても、警察事務の広範さ等に起因して、当該部署の所管するところではない事項や必ずしも急を要しない事項等の問合せ等をしようとするにより、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営に影響が生ずるおそれがあることが考えられる。また、会計課の業務もかかる警察事務の一つであることに変わりはない。

したがって、本件対象文書1で実施機関が不開示とした情報については、これを公にすることにより、警察事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるというべきであり、条例第8条第6号に規定する不開示情報に該当する。

3 本件決定2について

- (1) 本件決定2により本件対象文書2において実施機関が不開示とした部分には、個人の氏名が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号本文に該当する。
- (2) 条例第8条第2号ただし書ハでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分について開示することを規定している。ただし、氏名については、括弧書きにおいて「(警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。)」と定めている。

本件対象文書2において、実施機関が不開示とした情報は、警部補以下の階級に相当する職にある警察官以外の職員の氏名と認められ、当該情報は、規則第2号に該当することから、条例第8条第2号ただし書ハには該当しない。また、当該情報は、同号ただし書イ、ロ又はニのいずれにも該当する事情があるとは認められない。

したがって、本件対象文書2において実施機関が不開示とした情報は、条例第8条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定1及び本件決定2は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年5月 9日	諮問書の受理
平成24年6月20日	諮問実施機関の理由説明書の受理
平成26年4月23日	実施機関から不開示理由等の聴取 審議
平成26年5月28日	審議
平成26年6月25日	審議
平成26年7月30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成26年7月30日現在)